

ヒロシマの戦後 70 年の歩み

1945 (昭和 20)	8	6日 午前8時15分、広島市に原子(ウラニウム)爆弾投下
	8	9日 午前11時2分、長崎市に原子(プルトニウム)爆弾投下
		15日 天皇による終戦の詔書を放送
1947 (昭和 22)	8	初めての平和祭式典(現在の平和記念式典)で浜井広島市長が平和宣言を発表(以後、1950・1951年を除き毎年発表)
1952 (昭和 27)	8	広島平和都市記念碑(原爆死没者慰霊碑)が除幕
1955 (昭和 30)	8	第1回原水爆禁止世界大会開催
	8	広島平和記念資料館が開館
1963 (昭和 38)	12	東京地方裁判所が、原爆訴訟に対し「原爆投下は国際法違反」との判決を下す
1967 (昭和 42)	12	佐藤首相が、国会で核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を表明
1970 (昭和 45)	3	核不拡散条約(NPT)発効
1971 (昭和 46)	11	衆議院本会議が非核三原則を決議
1985 (昭和 60)	8	第1回世界平和連帯都市市長会議が、広島市で開催(以後、4年ごとに開催、2001年に「平和市長会議」に名称を変更)
1991 (平成 3)	7	アメリカとソ連が、第1次戦略兵器削減条約(START I)に調印(1994年12月5日発効)
1992 (平成 4)	6	第1回国連軍縮広島会議開催(以降、平成6年と平成8年にも開催)
1996 (平成 8)	12	原爆ドームが世界遺産に登録
1999 (平成 11)	9	茨城県東海村のウラン加工施設で国内初の臨界事故が発生し、放射線被曝により2000年4月までに2名が死亡
2004 (平成 16)	6	国民保護法など有事関連7法が成立
2008 (平成 20)	4	ジュネーブでのNPT再検討会議準備委員会において、平和市長会議が「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表
2009 (平成 21)	10	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)第4回会合が広島で開催(同年12月15日に報告書を発表)
2010 (平成 22)	4	アメリカとロシアがSTART Iの後継条約となる新たな核軍縮条約に調印。戦略核兵器及びその運搬手段の上限を1,550発及び800基までに削減することなどで合意(2011年2月に発効)
	9	日本政府が、国際的な場面で被爆体験証言を行い被爆の実相を伝える被爆者に対し「非核特使」の委嘱を開始
2011 (平成 23)	9	平和首長会議(平和市長会議)の加盟都市が5,000都市を突破

平和宣言を読む
浜井広島市長



提供：広島市公文書館

広島市公会堂で開かれた
第1回原水爆禁止世界大会



提供：広島市公文書館

原爆ドーム



※年表は広島市が提供した情報を元に作成

あなたにとって平和とは何ですか

戦後・被爆70年

戦後・被爆70年を迎えた
ヒロシマ



原爆の子の像

1945(昭和20)年8月6日、8時15分に投下された原子爆弾。同年12月末までに、約14万人が死亡したと推計され、爆心地から1.2キロメートル以内では、その日のうちに約50%の方が死亡したとされています。そして、現在も多くの方が原爆による後遺症に苦しんでいます。

戦時中は、物資が軍優先となり、国民は厳しい生活を強いられ、子どもたちは学徒動員に駆り出されるなど教育も満足に受けることができませんでした。太平洋戦争での日本の犠牲者は、約310万人と言われています。

終戦後、広島はめまぐるしい復興・発展を遂げ、世界で初めて原爆が投下されたまちとして、原爆のもたらしたむごさ、戦争の惨禍、平和の大切さを世界に発信してきました。

しかし、あの戦争から70年の時が流れ、戦争・被爆を実際に経験された方の平均年齢は、現在、80.13歳となり、戦争の惨禍を後世に伝えることが、今後の大きな課題となっています。

戦後・被爆70年を迎え、今ある平和の意味を考えます。